平成２７年（フ）第３２０号
沖縄県中頭郡西原町字小波津44番地　（県営西原団地４棟101号）
債務者　砂川　祐希
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３２８号
沖縄県那覇市長田１丁目７番21号　ドリームフェリーチェⅡ102
債務者　末吉　弘美
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６４８号
神戸市北区北五葉７丁目１番14―502号
債務者　細木　信行
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７２号
神戸市須磨区菅の台５丁目３番地　12号棟304号
債務者　小川美惠子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７７号
神戸市兵庫区三川口町２丁目３－７、住民票上の住所神戸市兵庫区雪御所町３番１号　菊川義一方
債務者　西上　　孝
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７８号
神戸市兵庫区雪御所町３番１号　菊川義一方、従前の住所神戸市兵庫区駅南通５丁目２番２―1311号
債務者　西上　　鋭
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７９号
兵庫県小野市中島町287番地の３、住民票上の住所神戸市兵庫区雪御所町３番１号　菊川義一方
債務者　西上　　雅
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９７号
神戸市東灘区本山南町９丁目８番36―403号
債務者　空閑　幸次
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１０号
神戸市中央区日暮通１丁目３番４―205号、従前の住所神戸市中央区八雲通５丁目３番１号　白鳩荘Ｃ－２
債務者　北川　敬将
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３号
和歌山県日高郡日高町大字志賀459番地の２日高マンションⅡ　１階１号室
債務者　杉本　千香
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第１３１号
青森県弘前市大字川先１丁目３番地１　アメニティ川先７－101号
債務者　木村　未来（旧姓岩渕）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第４５３号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台４丁目２番地の７　中野マンション303
債務者　鈴木　典子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４６１号
神奈川県平塚市虹ケ浜13番23－101号　アズールＧＯＴＯ、前住所神奈川県平塚市撫子原12番64―206号　撫子グリーンハイツ
債務者　鈴木富美夫
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４６９号
神奈川県厚木市中依知225番地５　ウィステリア202
債務者　平田　絵美
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４６号
山梨県都留市大原153－３、住民票上の住所山梨県富士吉田市緑ケ丘１丁目３番１号　半田ビル301号室
債務者　庄司　道之
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
山梨県富士吉田市上吉田1132番地の１　県営新屋団地２号館403号室
債務者　三浦　由理
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係